

神流町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

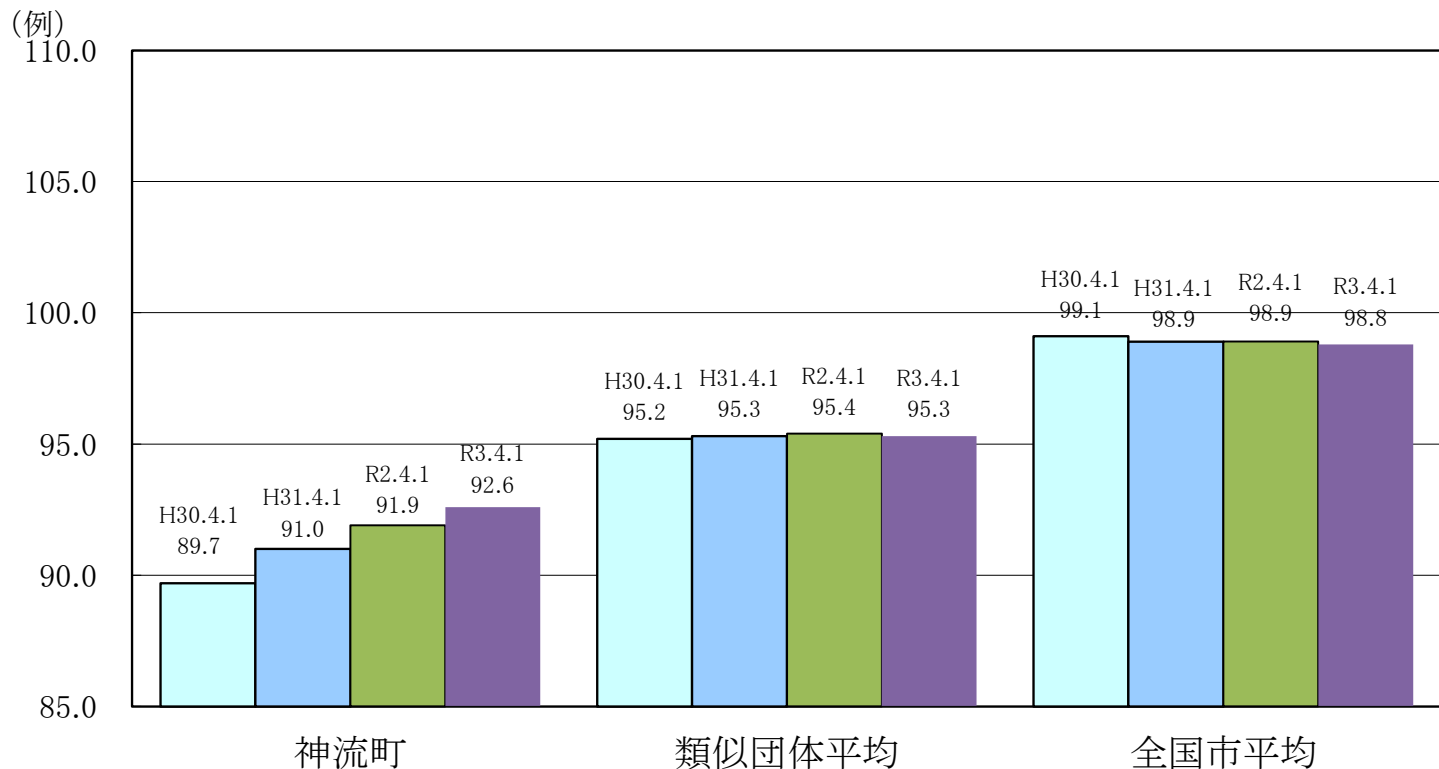
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	1,735	3,449,007	26,390	565,741	16.4	15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
令和2年度	61人	205,564千円	29,415千円	78,509千円	313,488千円	5,139千円	4760千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置している団体のみ公表

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）【記入例】平成28年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神流町	40.0 歳	271,600 円	304,200 円	289,028 円
群馬県	43.3 歳	332,200 円	416,551 円	364,119 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.5 歳	290,070 円	333,334 円	314,889 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
神流町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
群馬県	54.2 歳	68 人	350,800 円	379,316 円	369,430 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	328,603 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	53.9 歳	1 人	288,700 円	309,007 円	300,619 円	—	—	—	—

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		神流町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	149,500 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

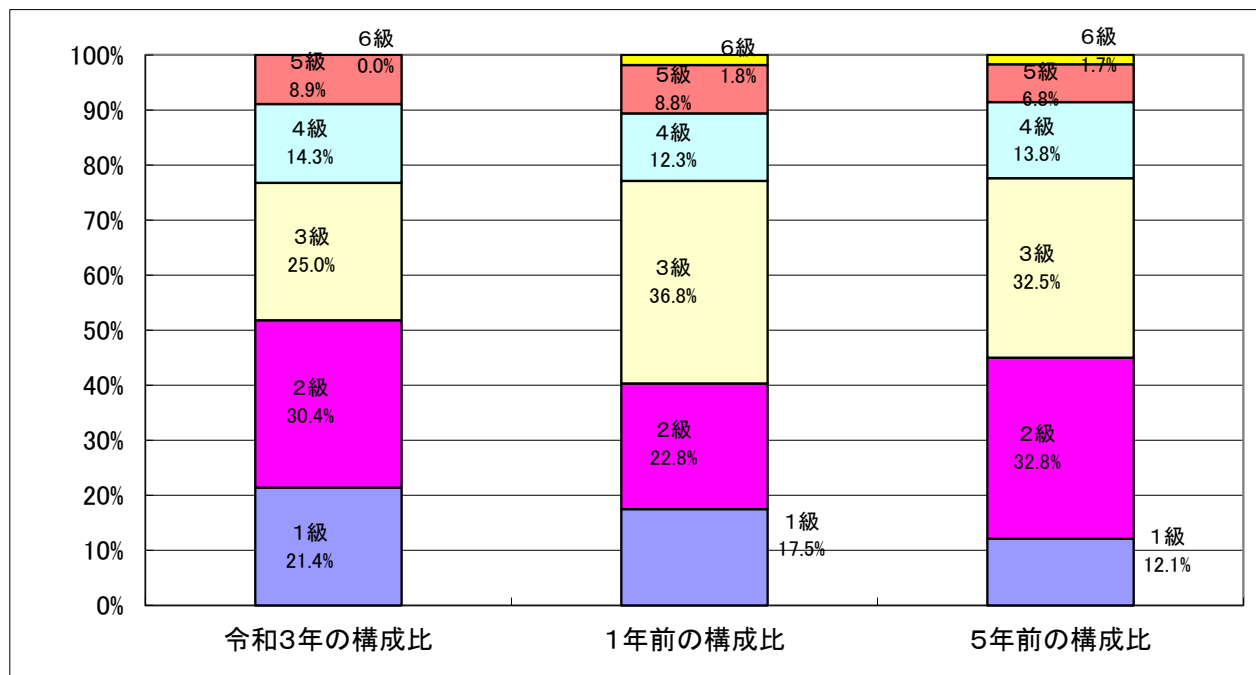
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,100 円	339,600 円	380,600 円	— 円
	高 校 卒	214,800 円	293,500 円	328,800 円	339,800 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

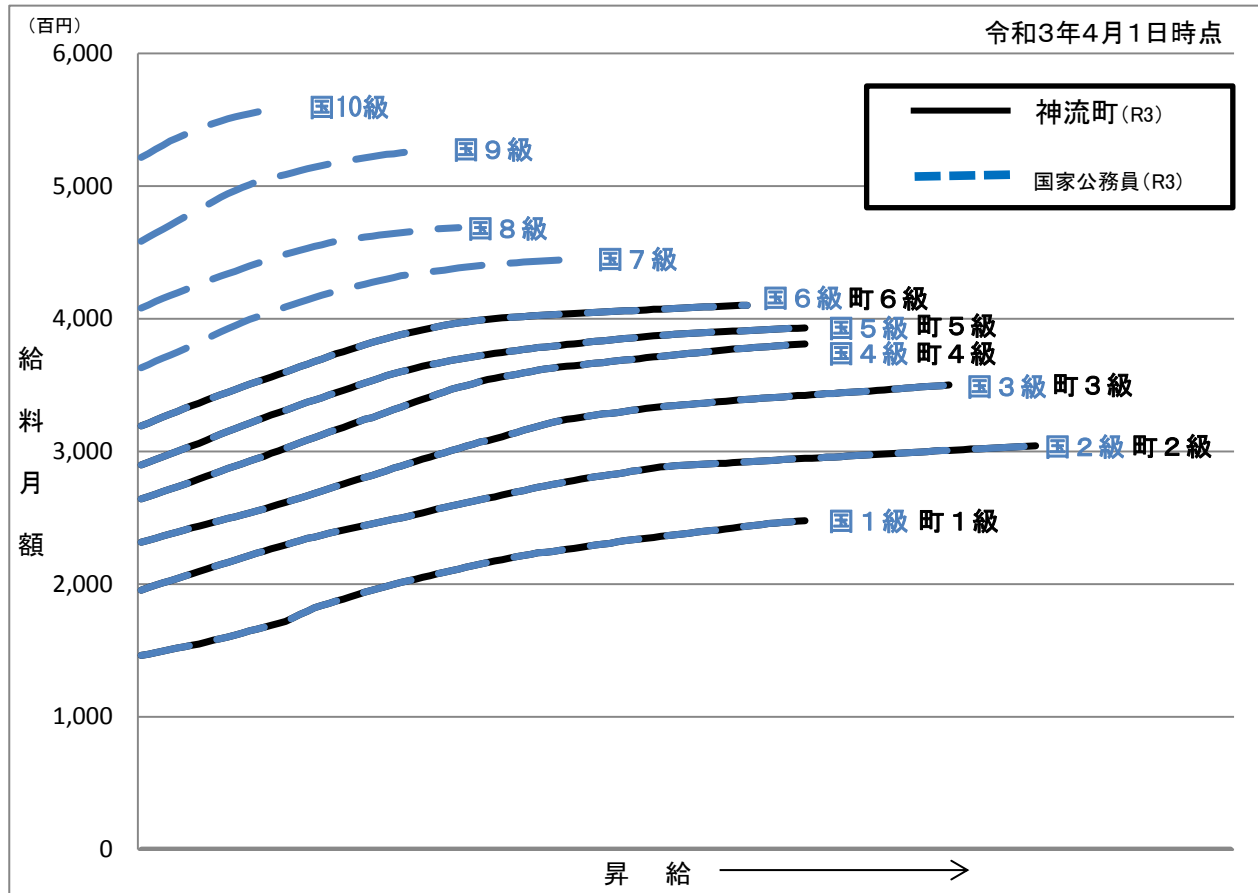
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	特に重要な業務を所掌する課長	0 人	0.0 %	319,200 円	410,200 円
5 級	会計管理者、課長及びこれに相当する職務	5 人	8.9 %	289,700 円	393,000 円
4 級	課長補佐及びこれに相当する職務	8 人	14.3 %	264,200 円	381,000 円
3 級	係長、主査及びこれらに相当する職務	14 人	25.0 %	231,500 円	350,000 円
2 級	困難な業務を行う主事及びこれに相当する職務	17 人	30.4 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、主事補及びこれらに相当する職務	12 人	21.4 %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 神流町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（神流町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神流町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,668 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理監督職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理監督職加算 10~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (神流町)

令和3年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

神流町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 勸奨退職2~20%加算			その他の加算措置 割増率 2~45%		
(退職時特別昇給なし)					
1人当たり平均支給額 千円13,900 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		5,536 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		922,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		11.6 %		
手当の種類(手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	医師、看護師、保健師等		0 千円	日額 1,000 円
診療所医師手当	医師	時間外診療業務	3,490 千円	月額 290,000 円
診療所在直看護師手当	看護師	時間外診療業務	1,021 千円	平日 4,200 円
			1,025 千円	休日 8,400 円
行旅病人又は行旅死亡 人取扱手当	医師、看護師、保健師等		0 千円	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	4,433 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	72 千円
支給実績(平成31年度決算)	12,863 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	207 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・配偶者10,000円。 ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子8,000円。(配偶者無しの場合は1人目については10,000円) ・孫、弟、妹。60歳以上の父母及び祖父母。重度心身障害者。一人につき6,500円(配偶者無しの場合は1人目については9,000円) ・16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算。	同じ		7,057 千円	213,848 円
住居手当	・借家、借間 ・月額23,000円以下の家賃 支給額=月額家賃-17,000円 ・月額23,000円超える家賃 支給額=(月額家賃-23,000円)×1/2+6,000円。限度額22,000円。	異なる	加算額が国の約1/2 国11,000円 町6,000円	1,026 千円	85,500 円
通勤手当	2~5km未満 2,000円 5~10km未満 4,200円 10~15km未満 7,100円 15~20km未満 10,000円 20km以上 11,300円	異なる	国60kmを 限度 町20kmを 限度	4,077 千円	81,540 円
管理職手当	総括課長53,000円 課長45,000円 参事38,000円 補佐31,000円			7,274 千円	484,933 円
初任給調整手当	医師免許を有する者。16年未満まで 306,900円。その後別表のとおり減額	異なる	国は16年未満までは413,300円	5,664 千円	2,832,000 円
特地勤務手当	山間地その他の生活に不便な地に所在する公署に勤務する場合。(給料+扶養手当)×25/100	同じ		1,530 千円	1,530,000 円

管理職員特別勤務	管理職員が週休日、休日に臨時又は緊急の必要がある場合に勤務したとき 課長等6,500円 課長補佐等4,000円	異なる	国 一種から五種 12,000円～6,000円 町 一種 6,500円二種 4,000円	117 千円	117 円
宿日直手当	宿直 1夜 4,400円 日直 1日 4,400円	同じ		2,138 千円	62,882 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	590,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		()	円)	840,000	円/	416,500 円
報 酬	副市町村長	460,000	円			
		()	円)	705,000	円/	415,000 円
報 酬	議 長	240,000	円	395,000 円/ 160,000 円		
	副 議 長	178,000	円	310,000 円/ 140,000 円		
	議 員	157,000	円	290,000 円/ 130,000 円		
期 末 手 当	市区町村長	(令和3年度支給割合)				
	副市町村長	4.3	月分			
退 職 手 当	議 長	(令和3年度支給割合)				
	副 議 長	4.3	月分			
	議 員					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	退職日給与月額×1年につき520/100		1,277万円	任期ごと	
	備 考	退職日給与月額×1年につき300/100		583万円	任期ごと	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

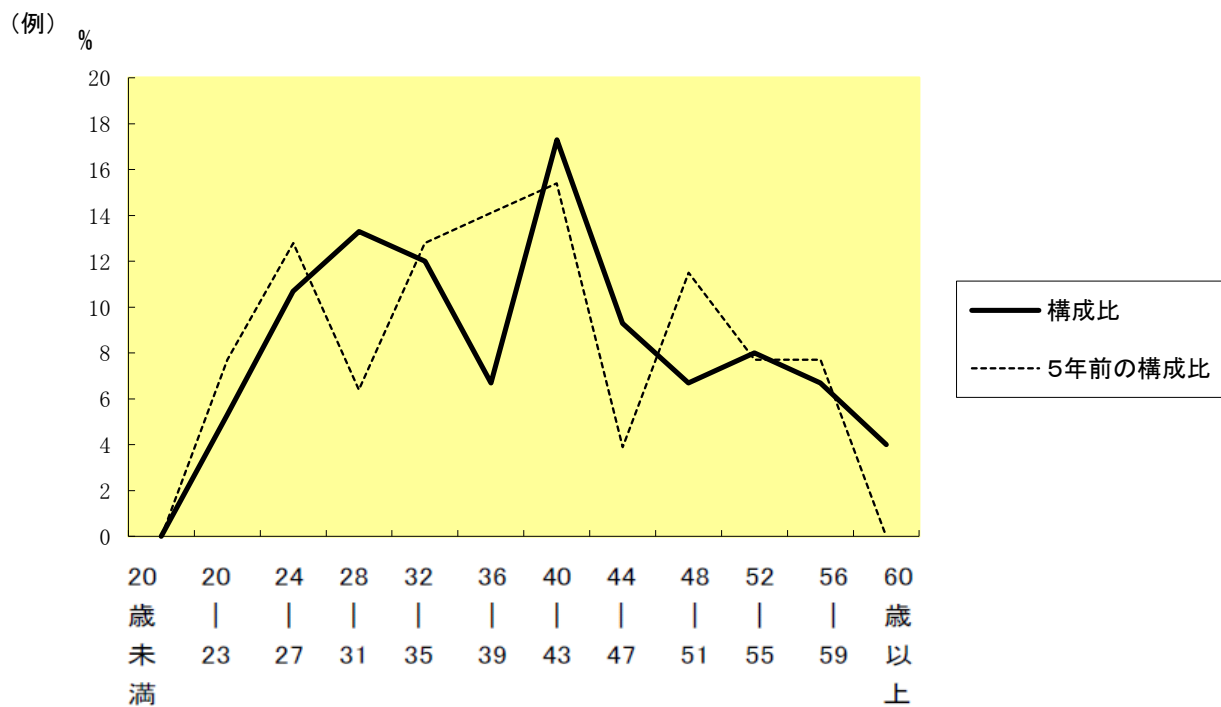
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	職員が退職した後、補充がなかったことによる増員 配置換えによる増員 職員が退職した後、補充がなかったことによる減員 配置換えによる減員
		総務	17	17	0	
		税務	5	4	-1	
		労働			0	
		農水	4	5	1	
		商工	5	5	0	
		土木	5	4	-1	
		民生	6	6	0	
		衛生	12	10	-2	
	計	56	53	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 305.4 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 180.04 人)	
教育部門	5	5	0			
消防部門						
小 計	61	58	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 334.29 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 207.89 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2	0	配置換えによる増員	
	下水	1	1	0		
	その他	12	14	2		
小 計	15	17	2			
合 計	76	75	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 432.27 人		
		[85]	[85]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	8人	10人	9人	5人	13人	7人	5人	6人	5人	3人	75人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	53	55	57	56	53	-3 (-5.3%)
教育	5	5	5	5	5	5	0 (%)
消防	—	—	—	—	—	—	0 (%)
普通会計計	61	58	60	62	61	58	-3 (-4.9%)
公営企業等会計計	17	17	16	15	15	17	0 (%)
総合計	139	133	136	139	137	133	-6 (-4.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。